

議案第 1 2 号

小田原市情報公開条例の一部を改正する条例

[改正理由]

個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく制度に移行することに伴い、本市の情報公開制度についてこれを踏まえた所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 実施機関の変更（第 2 条関係）

実施機関に消防長を加えることとする。

2 公文書の範囲の変更（第 2 条関係）

文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を情報公開の対象となる公文書の範囲に含めることとする。

3 公開請求に対する決定の期限の変更（第 1 1 条関係）

公文書の公開請求に対する決定の期限を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
公開の諾否決定の期限	公開請求があった日から 15日以内	公開請求があった日の翌日 から起算して10日以内 (休日を除く。)
公開の諾否決定の期限 の延長	公開の諾否決定の期限から 30日以内	公開請求があった日の翌日 から起算して30日以内 (休日を除く。)

4 審査請求における口頭意見陳述を行わない場合（第 2 1 条関係）

小田原市情報公開審査会が必要がないと認める場合には、審査請求人等が口頭で意見を述べる機会を設けることを要しないこととする。

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日